

[事案 2024-364] 契約無効請求

・令和8年3月23日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-363] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年5月に代理店を通じて、他社の保険（契約①）から乗り換える形で医療保険（契約②）を契約した。ただし、以下の理由により、契約②を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1)代理店の募集人から、保険料を少し上げるだけで契約①の特約の保障期間を終身にできると言われて手続したところ、契約①を解約するつもりはなかったのに解約されて、契約②に加入させられていた。
- (2)代理店の募集人から契約①の修正の提案を受けたもので、代理店の募集人は契約申込時に、書類上の引受保険会社の名称のロゴ部分を隠していた。このため、代理店の募集人は自分に、別会社の保険に契約させられたことを認識させなかった。
- (3)自分はその他の保障につき全て契約①の保険会社の保険に加入しており、他社の保険と説明されていれば解約しなかった。

<保険会社の主張>

代理店の募集人から、契約②に乗り換えることで保険料が高くなるが、保障期間を終身に變更できると設計書等を用いて説明したこと、2回目の面談時にパンフレットを用いて申立人および受取人に引受保険会社が当社であることを伝えたこと等が主張されているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、乗換手続前の代理店の募集人の説明状況等を確認するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)代理店の募集人は本件での乗換手続を行うに先立って、他社の従業員として他社の保険商品の説明をしており、申立人は代理店の募集人が契約②の保険会社ではなく他社の商品についての手続きのみを行っているものと誤信しやすい状況にあった。
- (2)代理店の募集人が当初申立人に渡していた名刺に他社の従業員であることが記載されていたこと、代理店の募集人は申立人に、他社の商品の説明と契約②の説明を同じ機会に行っており、商品説明の都度、どの会社の商品であるかを明示的に説明していたわけではない。募集人としては、他社保険からの乗り換えをしようとしている点については、書面を用いつつ、口頭でも通常より一層丁寧に説明を行うことが望ましかったと考えられる。
- (3)本契約の解約を契約②の特定の疾病に関する責任開始日より前に行うと、特定の手術によ

る手術給付金の保障が途切れてしまうため、申立契約をいつ解約するかは慎重に判断する必要があったが、保障が途切れる期間が約2か月間生じた。